

平成19年度 障害者雇用施策関係予算案の主要事項

厚生労働省

職業安定局 障害者雇用対策課

職業能力開発局 能力開発課

平成19年度予定額 13,882(13,770)百万円

[施策の概要]

障害者の社会参加が進展し、就業に対する意欲も高まる中で、障害者が職業生活において自立することを促進するため、雇用率達成指導の厳正な実施、きめ細かな職業相談・職業紹介、各種の雇用支援策の効果的な活用等により、障害者の雇用機会の拡大を図っていく必要がある。

また、障害者自立支援法の施行等を踏まえ、福祉施策との連携強化、さらには教育施策との連携強化など、積極的に他の分野との連携を図っていくとともに、精神障害、発達障害等、障害の特性に応じたきめ細かな支援を充実していくことが必要となっている。

このため、平成19年度においては、①雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化、②障害の特性に応じた支援策の充実・強化、③中小企業による雇用促進の取組への支援、④障害者に対する職業能力開発の充実により、障害者の雇用・就業機会の拡大を図ることとする。

I 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化

1 関係機関のチーム支援による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進（新規）

[予定額 71(0)百万円]

（「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開）

ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国展開する。

また、障害者が就労支援について適切なサービスを選択できるよう、障害者の就労サービスワンストップ相談窓口をハローワークに設置する（47安定所）。

2 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

[予定額 1,242(1,028)百万円]

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

（設置箇所数 110センター → 135センター）

3 養護学校等の生徒とその親の、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進

[予定額 55 (26) 百万円]

(「障害者就労支援基盤整備事業」の拡充)

養護学校等と連携し、生徒及びその親を対象に、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進を図るセミナー、事業所見学会、職場実習のための面接会を実施し、養護学校等の生徒の就職促進を図る。

福祉施設に対しては、18年度に引き続き、就労支援セミナーを実施する等により、企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の強化を図る。

4 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

[障害者雇用納付金事業]

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を推進する。

5 障害者試行雇用事業の拡充

[予定額 902 (900) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

(対象者数 6,000人 → 8,000人)

II 障害の特性に応じた支援策の充実・強化

1 「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」の実施（新規）

[予定額 89 (0) 百万円]

*事業の一部は、(独)高年齢・障害者雇用支援機構 交付金事業として実施。

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談・支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

(就職チューターの配置 (安定所) 20人)

2 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充

[予定額 13 (8) 百万円]

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、新たに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

(実施箇所数 4箇所 → 6箇所)

3 医療機関等との連携による精神障害者の就職支援の実施（新規）

[予定額 47 (0) 百万円]

医療機関等を利用する精神障害者のうち、就職するための準備が十分に整っていない者に対し、ハローワークが医療機関等と連携して、就職活動のノウハウ等を付与する「ジョブガイダンス」を全国で機動的に実施するとともに、新たに、医療から雇用への移行を促す就労支援モデルを構築することにより精神障害者の就労を支援する。

(モデル事業の実施箇所 10安定所)

4 難病者の雇用管理に関する情報提供の実施（新規）

[(独) 高齢・障害者雇用支援機構 交付金事業]

平成18年度までの研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理のガイドライン及び関連情報に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を行う。

5 障害者団体による障害者の職業自立等啓発事業の実施

[予定額 32 (32) 百万円]

身体障害者、知的障害者及び精神障害者について、それぞれの当事者団体に委託して、当事者間でのカウンセリングや家族に対する相談・情報提供等の事業を行い、職業的自立の促進を図る。

Ⅲ 中小企業による雇用促進の取組への支援

1 中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施（新規）

[予定額 44 (0) 百万円]

中小企業団体に委託して、障害者雇用に関する啓発セミナー、雇用管理改善等のためのワークショップの開催、雇用好事例集の作成、相談窓口の設置等を行う（4団体）。

2 中小企業が協働して障害者雇用を推進するモデル事業の実施（新規）

[障害者雇用納付金事業]

地域において、事業協同組合等を活用し、中小企業が協働で仕事を提供し合う形で、障害者雇用を促進するモデル事業を実施する。

IV 障害者に対する職業能力開発の推進

1 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 4,340 (4,523) 百万円]

障害者の職業能力開発機会の拡充を図るため、より広範な地域において一般の職業能力開発校を活用して、知的障害者等を対象とした専門訓練コースの設置推進とそのノウハウの普及を図るとともに、発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。

2 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進（一部新規）

[予定額 1,487 (1,484) 百万円]

障害者の態様に応じた多様な委託訓練を拡充するとともに、障害者の就労を支援する地域の社会福祉法人等が委託先企業を開拓する等企業と連携した実践的職業訓練を推進するモデル事業を実施する。

(対象者数 6,300人 → 6,600人)

3 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充

[予定額 55 (26) 百万円]

福祉施設、養護学校等の関係機関が一体となって障害者の職業能力開発に取り組む連携体制の確立や、社会福祉法人等民間機関において職業能力開発を推進する人材の研修等を政令指定都市において実施する事業を拡充する。

(実施箇所数 3箇所 → 6箇所)

4 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究

[(独)雇用・能力開発機構 交付金事業]

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方に関して調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。

関係機関のチーム支援による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進

～ 「地域障害者就労支援事業」のスキームの全国展開 ～

副主査

福祉施設等

- 授産・更生施設、小規模作業所
- 医療保健福祉機関
- 盲・ろう・養護学校
- 精神障害者社会適応訓練事業の協力事業所 等

就職を希望している
福祉施設等利用者



就職に向けた取組み

就職

企業



職場定着
職業生活の
安定

主査

ハローワーク

- ・ 専門援助部門が担当
- ・ 障害者専門支援員等を配置し、関係機関と調整

副主査

上記の福祉施設等

支援関係者・専門機関

- 障害者団体、障害者支援団体
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター
- 障害者雇用支援センター
- 職業能力開発校
- 障害者地域生活支援センター
- 福祉事務所 等

障害者就労支援チーム

就労支援計画の作成

チーム構成員が
連携して支援を実施

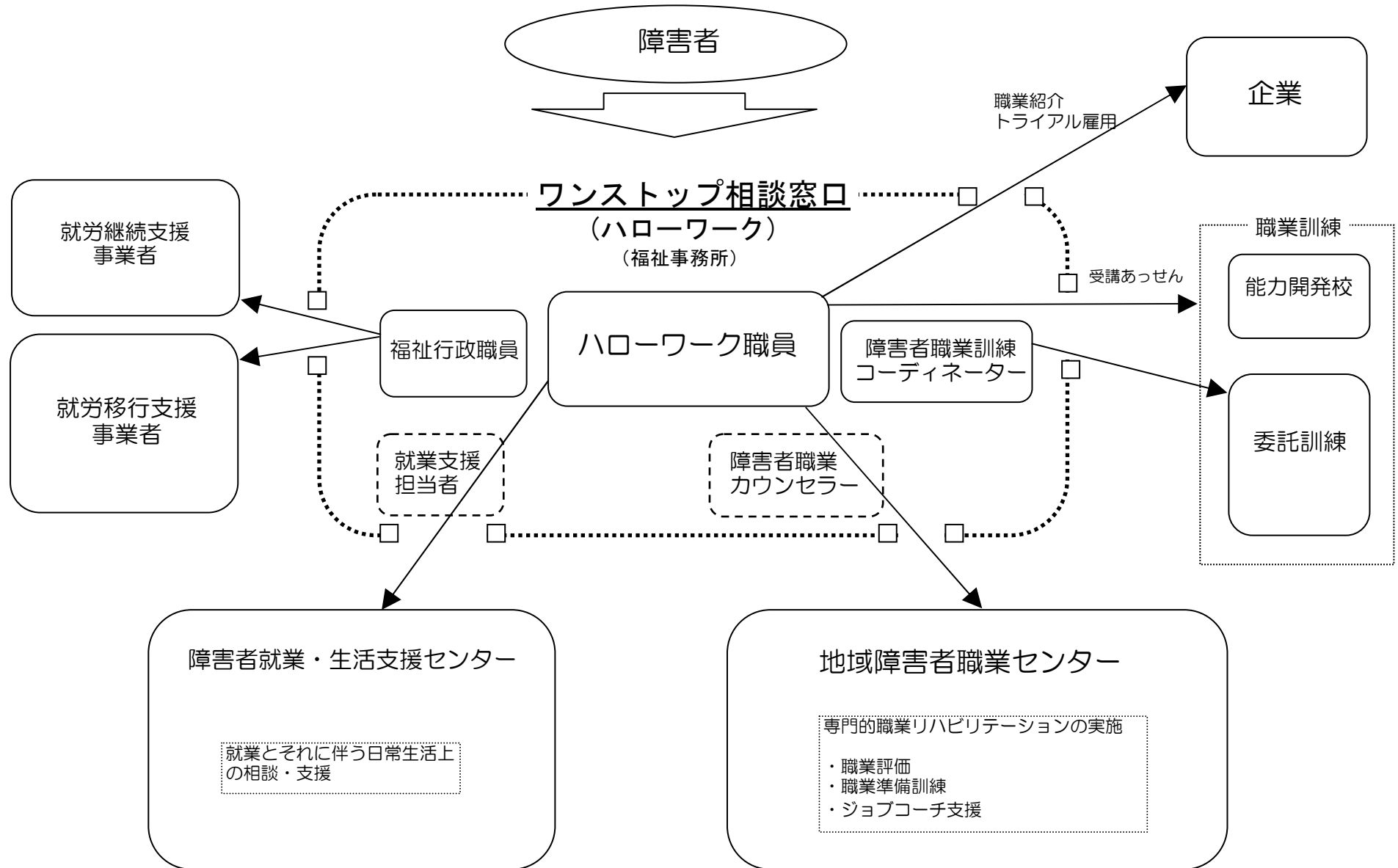
フォローアップ

就労支援・生活支援

職場定着支援・就業生活支援

福祉施設等での訓練と事業所での実習を組み合わせた「組合せ実習」も活用

障害者の就労サービスワンストップ相談窓口の設置



障害者

企業

ワンストップ相談窓口

(ハローワーク)

(福祉事務所)

職業紹介
トライアル雇用

就労継続支援
事業者

就労移行支援
事業者

福祉行政職員

ハローワーク職員

障害者職業訓練
コーディネーター

職業訓練

能力開発校

委託訓練

就業支援
担当者

障害者職業
カウンセラー

受講あっせん

障害者就業・生活支援センター

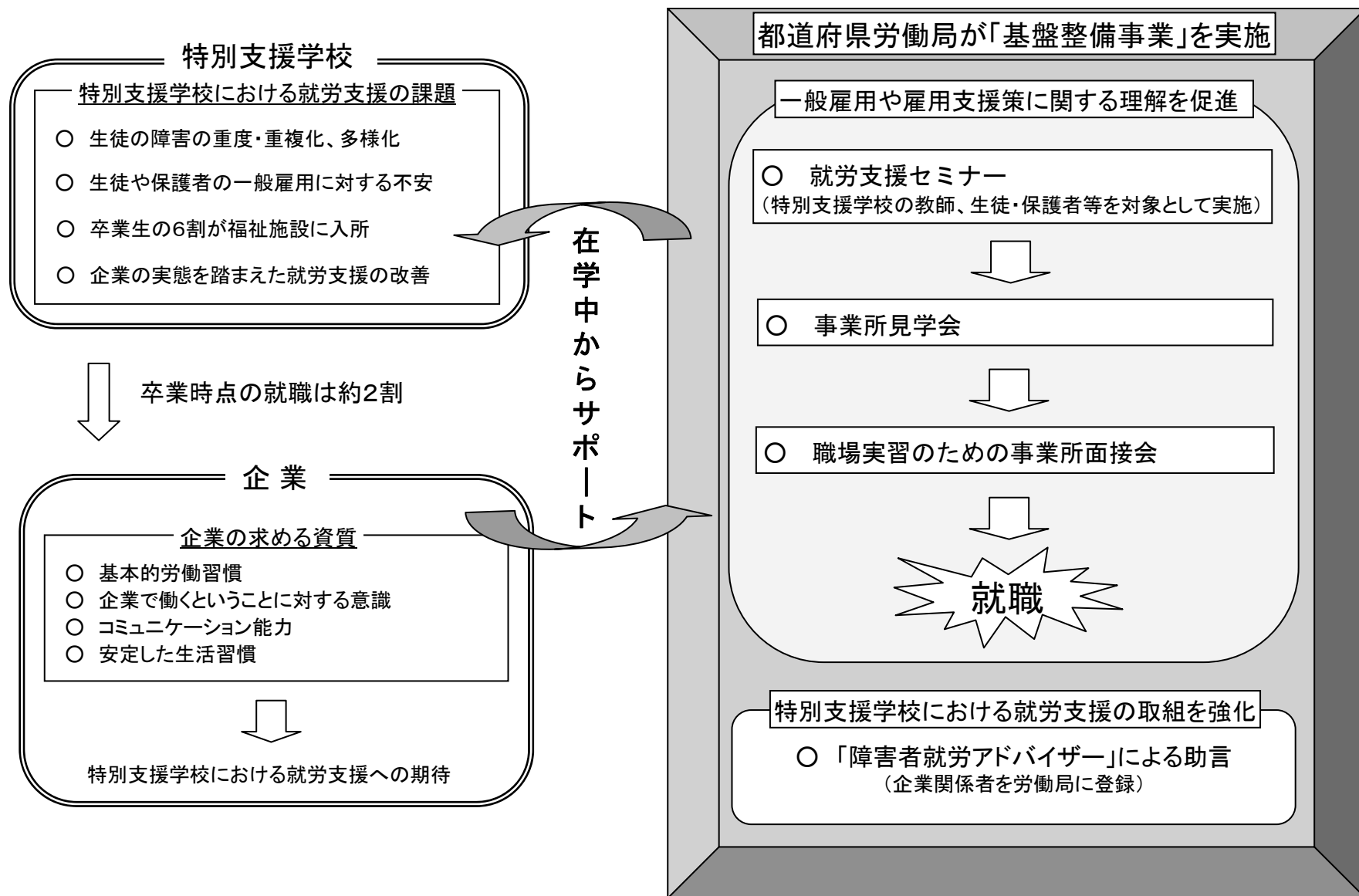
就業とそれに伴う日常生活上
の相談・支援

地域障害者職業センター

専門的職業リハビリテーションの実施

- ・職業評価
- ・職業準備訓練
- ・ジョブコーチ支援

特別支援学校の生徒とその親の、一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進 ～「障害者就労支援基盤整備事業」の拡充～



若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

〔現状〕

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない。
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

〔対応の方向性〕

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、**コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設**

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

適切な支援への誘導

希望に応じた支援の提供

就職

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワークでの相談時に、担当者が就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
- 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。
- ハローワークに就職チューターを配置
- 発達障害者専門指導監による関係機関の担当者の相談スキルの向上

学校から

- ハローワークから学校に対し、
- 発達障害に関する就職支援情報・方法を提供
- 希望に応じて卒業前から専門的な職業相談を実施

インターネットから

自らの特性に気づき専門的な支援サービスの活用方法等を得るためのツール(サポートブック(仮称))を開発し、インターネット上で公開

障害者向け専門支援を選択する者

障害者向け専門支援を選択しない者

地域障害者職業センター

ワークシステムサポートプログラムの提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

一般相談窓口での支援

- 就職チューターによる職業相談・職場定着支援

その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

○医療機関等との連携による精神障害者の就職支援

